

四日市市告示第179号

四日市市海外人材確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市海外人材確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市海外人材確保支援事業補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第357号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p><u>(4) 主たる事業所 国内における従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所をいう。</u></p> <p><u>(5) 従業員 補助金の交付の対象となる企業に直接雇用されている者 (派遣社員等を除く。) をいう。</u></p> <p>(交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「補助申請者」という。) は、次の各号に掲げる書類を添付し、四日市市海外人材確保支援事業補助金交付申請書 (第1号様式) を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 交付の対象となる事業者について、市外にも事業所がある場合は、各事業所の従業員数の内訳が分かる書類を添</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「補助申請者」という。) は、次の各号に掲げる書類を添付し、四日市市海外人材確保支援事業補助金交付申請書 (第1号様式) を市長に提出しなければならない。</p>

付しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)